

平成十九年四月三日受領
答弁第一四〇号

内閣衆質一六六第一四〇号

平成十九年四月三日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員笠井亮君提出江戸川区北小岩地域のスーパー堤防計画の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員笠井亮君提出江戸川区北小岩地域のスーパー堤防計画の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「北小岩地域で、スーパー堤防整備と区画整理について現在すすめられている計画」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、沿川に御指摘の北小岩地域を含む江戸川については、昭和六十三年、当時の建設大臣が、利根川水系工事実施基本計画において、超過洪水対策として高規格堤防の整備を図る旨を定めており、平成十八年にも、国土交通大臣が、利根川水系河川整備基本方針において、高規格堤防を整備する旨を定めているところである。また、平成十五年に国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所において、平成十三年三月に江戸川沿川整備基本構想策定委員会が策定した江戸川沿川整備基本構想に關し、江戸川区より流域の社会情勢の変化や地域の意向等について聴取したところ、北小岩地域における都市計画道路の整備を高規格堤防の整備と併せて行うこと等について検討しているとの内容を把握したところであり、当時から情報交換を行っているところである。

二について

国土交通省においては、江戸川区より、地元自治会等において北小岩地域における高規格堤防の整備等に反対する署名が集められ、江戸川区議会に提出されていることについて聴いており、当該地域における高規格堤防の整備等に反対する住民がいることは認識している。

三から五までについて

平成三年四月十二日の衆議院建設委員会における当時の建設大臣の「当然のことながら住民の方々の御意向を尊重しながら、地方公共団体と力を合わせまして目的を達成してまいりたい」という答弁等で示している高規格堤防の整備に当たっての従来の立場に変わりはない。

しかしながら、国土交通省としては、大都市を破堤による壊滅的な被害から守るため、計画規模を超える洪水により越水しても破堤することのない高規格堤防を整備することは必要と考えており、沿川に北小岩地域を含む江戸川において高規格堤防を整備することについて、利根川水系河川整備基本方針を変更することは考えていない。